



新 潟 県 発 行 令和4年3月29日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

28 新潟県財務規則の一部を改正する規則(財政課)

訓 令

- 5 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(財政課)
- 6 新潟県職員安全衛生管理組織規程の一部改正(人事課)
- 7 新潟県河川監理員規程の一部改正(河川管理課)
- 8 新潟県財務規則により資金前渡職員を置く組織の一部改正(出納局管理課)

告 示

- 368 新潟県防災行政無線運用規程の一部改正(管財課)
- 369 悪臭防止法に係る規制地域及び規制基準の一部改正(環境対策課)
- 370 騒音規制法による騒音規制地域指定の一部改正(環境対策課)
- 371 騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定の一部改正(環境対策課)
- 372 振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準の一部改正(環境対策課)
- 373 新潟県公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理規程の一部改正(都市政策課)
- 374 財務現金取扱員を置く課、その他の組織の指定の一部改正(出納局管理課)

規 則 新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第28号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(6) (略)

- (7) 副部長等 地域振興局の部の会計事務を担当する副部長(県税部にあつては県税部副部長とし、県税部長と勤務する庁舎を異にする県税部副部長及び分庁舎副部長(佐渡地域振興局において所属する部の部長と勤務する庁舎を異にする副部長をいう。以下同じ。)を除く。)及び新潟県行政組織規則第190条の2第5項に規定する次長(次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長を2人以上置く場合は、会計事務を担当する次長)に限る。)をいう。
- (8) 係長 新潟県行政組織規則第170条第1項に 規定する係長、同規則第171条に規定する行政調 査員、同規則第177条第2項に規定する政策企画 員、同規則第178条に規定する危機対策専門員、 同規則第179条に規定する企画監査員、同規則第 192条第1項に規定する係長、同規則第211条第 1項に規定する課長代理、同条第2項に規定す る総括所長代理、同条第3項に規定する所長代 理(大阪事務所所長代理に限る。)、同規則第212 条第1項に規定する係長、新潟県教育委員会組 織規則第22条第1項及び第28条第1項に規定す る係長、新潟県立学校管理運営に関する規則第 28条の2第1項(第42条の8第6項、第42条の 16第6項、第49条第12項及び第50条の6第4項 において準用する場合を含む。)に規定する係長 並びに議会事務局、人事委員会事務局、労働委 員会事務局及び新潟県警察の予算経理を分掌す る課の係長をいう。
- (9) (略)
- (10) 配当 歳出予算の執行事務を担当すべき範 |

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

正

前

(1)~(6) (略)

改

- (7) 副部長等 地域振興局の部の会計事務を担当する副部長(県税部にあつては県税部副部長とし、県税部長と勤務する庁舎を異にする県税部副部長及び分庁舎副部長(佐渡地域振興局において所属する部の部長と勤務する庁舎を異にする副部長をいう。以下同じ。)を除く。)及び新潟県行政組織規則第190条の2第5項に規定する次長(次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長に限る。)をいう。
- (8) 係長 新潟県行政組織規則第170条第1項に 規定する係長、同規則第171条に規定する行政調 査員、同規則第177条第2項に規定する政策企画 員、同規則第178条に規定する危機対策専門員、 同規則第179条に規定する企画監査員、同規則第 192条第1項に規定する係長、同規則第211条第 1項に規定する課長代理、同条第2項に規定す る総括所長代理、同条第3項に規定する所長代 理 (大阪事務所所長代理に限る。)、新潟県教育 委員会組織規則第22条第1項及び第28条第1項 に規定する係長、新潟県立学校管理運営に関す る規則第28条の2第1項(第42条の8第6項、 第42条の16第6項、第49条第12項及び第50条の 6第4項において準用する場合を含む。)に規定 する係長並びに議会事務局、人事委員会事務局、 労働委員会事務局及び新潟県警察の予算経理を 分掌する課の係長をいう。
- (9) (略)
- (10) 配当 歳出予算の執行事務を担当すべき範

報

澙

新

県

囲を配分するために知事が発する命令をいい、 <u>総務部長</u>が処理する本配当及び部局長が処理す る再配当とする。

(11) 配付 継続費及び債務負担行為に係る予算 の執行事務(支出負担行為に限る。)を担当すべ き範囲を配当するために知事が発する命令をい い、<u>総務部長</u>が処理する本配付及び部局長が処 理する再配付とする。

(12) \sim (19) (略)

(事務所長の権限に属する事務の専決)

第4条の2 事務所長は、収入原因行為をする権限を、別表第2の右欄に掲げる区分に従い、それぞれ部長(地域振興局の部長及び児童・障害者相談センター所長並びに新潟地域振興局新潟港湾事務所長及び津川地区振興事務所長並びに上越地域振興局妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長をいう。以下同じ。)、分庁舎副部長又は維持管理事務所長等(長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長及び地域整備部上越東維持管理事務所長をいう。以下同じ。)に専決させる。

 $2 \sim 6$ (略)

(集中管理等に係る事務に関する専決の特例)

- 第5条 第4条第2項から第4項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める者に処理させるものとする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 別に定める電子計算組織により処理する給与 支払事務の対象となる報酬、給料、職員手当等 (退職手当を除く。)及び共済費の支出等に関す る事務 総務部総務事務センター長(以下「総 務事務センター長」という。) 又は教育庁総務課 若しくは警察本部の予算経理を分掌する課の課 長補佐
 - (4) (略)
- 2 前条第4項の規定にかかわらず、別に定める物件の購入を目的とする単価契約に関する事務は、地域振興局長が定めるところにより地域振興局企画振興部長(新潟地域振興局にあつては企画振興部長及び県税部長、企画振興部を置かない地域振興局にあつては地域整備部長)に処理させることができるものとする。
- 3 (略)
- 第5条の2 第4条第2項及び第4項並びに第4条 の2第2項、第4項及び第5項の規定にかかわら ず、別に定める電子計算組織により処理する総務 に関する事務の対象となる報酬、共済費、旅費並

囲を配分するために知事が発する命令をいい、 <u>総務管理部長</u>が処理する本配当及び部局長が処 理する再配当とする。

(11) 配付 継続費及び債務負担行為に係る予算 の執行事務(支出負担行為に限る。)を担当すべ き範囲を配当するために知事が発する命令をい い、<u>総務管理部長</u>が処理する本配付及び部局長 が処理する再配付とする。

 $(12) \sim (19)$ (略)

(事務所長の権限に属する事務の専決)

第4条の2 事務所長は、収入原因行為をする権限を、別表第2の右欄に掲げる区分に従い、それぞれ部長(地域振興局の部長並びに新潟地域振興局新潟港湾事務所長及び津川地区振興事務所長並びに上越地域振興局妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長をいう。以下同じ。)、分庁舎副部長又は維持管理事務所長等(長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所長及び地域整備部上越東維持管理事務所長をいう。以下同じ。)に専決させる。

 $2 \sim 6$ (略)

(集中管理等に係る事務に関する専決の特例)

- 第5条 第4条第2項から第4項までの規定にかか わらず、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定 める者に処理させるものとする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 別に定める電子計算組織により処理する給与 支払事務の対象となる報酬、給料、職員手当等 (退職手当を除く。)及び共済費の支出等に関す る事務 <u>総務管理部総務事務センター長</u>又は教 育庁総務課若しくは警察本部の予算経理を分掌 する課の課長補佐

(4) (略)

2 前条第4項の規定にかかわらず、別に定める物件の購入を目的とする単価契約に関する事務は、地域振興局長が定めるところにより地域振興局企画振興部長(新潟地域振興局にあつては、企画振興部長及び県税部長)に処理させることができるものとする。

3 (略)

第5条の2 第4条第2項及び第4項並びに第4条 の2第2項、第4項及び第5項の規定にかかわら ず、別に定める電子計算組織により処理する総務 に関する事務の対象となる報酬、共済費、旅費並 びに負担金、補助及び交付金の支出等に関する事務は、<u>総務事務センター長</u>に処理させるものとする。

2 (略)

(十木部長等の専決事項の特例)

第6条 (略)

- 2 土木部長及び警察本部長は、前項の規定により 専決させるべき範囲を定めるときは、その範囲及 び専決させるべき者について、あらかじめ<u>総務部</u> 長の承認を得なければならない。
- 3 (略)

(出納員の設置)

- 第7条 次の各号に掲げる名称の出納員を当該各号 に掲げる組織に置く。
 - (1) (略)
 - (2) 総務出納員 <u>総務部総務事務センター(以下</u> 「総務事務センター」という。)
 - (3) 税務出納員 <u>総務部税務課(以下「税務課」と</u> いう。)及び地域振興局
 - (4) 事務所所属出納員 地域振興局以外の事務所並びに地域振興局の部 (地域振興局の児童・障害者相談センター並びに新潟地域振興局新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所並びに上越地域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所を含む。以下同じ。)、企画振興部を置かない地域振興局並びに長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所及び小千谷維持管理事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所及び地域整備部上越東維持管理事務所(以下「事務所等」という。)
 - (5) (略)
- 2 前項の出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) (略)
 - (2) 総務出納員 総務部総務事務センター長補佐 の職にある者
 - (3) (略)
 - (4) 事務所所属出納員 当該事務所等の次長又は 副部長等(佐渡地域振興局農林水産振興部にあ つては副部長等又は漁政課長、新潟県警察組織 規則第60条第1項に規定する会計官が置かれて いる警察署にあつては会計官)の職にある者(次 長及び副部長が置かれていない事務所等にあつ ては当該事務所等の会計事務を担当する課長の 職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を 担当する課長が置かれていない事務所等にあつ ては当該事務所等の会計事務を担当する参事、 司参事、係長又は新潟県行政組織規則第194条に 規定する地域振興専門員(以下「地域振興専門

びに負担金、補助及び交付金の支出等に関する事務は、<u>総務管理部総務事務センター長</u>に処理させるものとする。

2 (略)

(土木部長等の専決事項の特例)

第6条 (略)

- 2 土木部長及び警察本部長は、前項の規定により 専決させるべき範囲を定めるときは、その範囲及 び専決させるべき者について、あらかじめ<u>総務管</u> 理部長の承認を得なければならない。
- 3 (略)

(出納員の設置)

- 第7条 次の各号に掲げる名称の出納員を当該各号 に掲げる組織に置く。
 - (1) (略)
 - (2) 総務出納員 総務管理部総務事務センター
 - (3) 税務出納員 <u>総務管理部税務課</u>及び地域振興 局
 - (4) 事務所所属出納員 地域振興局以外の事務所 並びに地域振興局の部 (新潟地域振興局新潟港 湾事務所及び津川地区振興事務所並びに上越地 域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所 を含む。以下同じ。)並びに長岡地域振興局地域 整備部与板維持管理事務所及び小千谷維持管理 事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東 農林事務所及び地域整備部上越東維持管理事務 所(以下「事務所等」という。)
 - (5) (略)
- 2 前項の出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) (略)
 - (2) 総務出納員 <u>総務管理部総務事務センター長</u> 補佐の職にある者
 - (3) (略)
 - (4) 事務所所属出納員 当該事務所等の次長又は 副部長等(佐渡地域振興局農林水産振興部にあ つては副部長等又は漁政課長、新潟県警察組織 規則第60条第1項に規定する会計官が置かれて いる警察署にあつては会計官)の職にある者(次 長及び副部長が置かれていない事務所等にあつ ては当該事務所等の会計事務を担当する課長の 職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を 担当する課長が置かれていない事務所等にあつ ては当該事務所等の会計事務を担当する参事、 副参事又は係長の職にある者、次長及び副部長 並びに会計事務を担当する課長、参事、副参事

員」という。)の職にある者、次長及び副部長並 | びに会計事務を担当する課長、参事、副参事、 係長及び地域振興専門員が置かれていない事務 所等にあつては当該事務所等の長の職にある者 又は会計管理者が指定する者)

 $3 \sim 5$ (略)

(会計職員の設置及び任命)

- 第8条 次の各号に掲げる名称の会計職員を当該各 号に掲げる組織に置き、別表第5の右欄に掲げる 者をもつて充てる。
 - (1) (略)
 - (2) 税務現金取扱員 税務課及び地域振興局

 $(3) \sim (5)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(会計管理者の事務の専決)

第9条の2 (略)

2 会計管理者は、第5条第1項第3号及び第5条 の2第1項の規定により総務事務センター長が処 理する事務に係る次に掲げる事務を行う権限を総 務出納員に専決させる。

(1)~(6) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(予算編成方針)

第11条 総務部長は、予算の総合調整を図るため、 知事の命を受けて毎会計年度の予算編成方針を定 め、部局長に通知しなければならない。

(予算の査定)

- 第13条 財政課長は、予算見積書を調査の上必要な 第13条 財政課長は、予算見積書を調査のうえ必要 調整を行い、その結果を課長に通知するとともに、 課長の意見を付して総務部長に報告しなければな らない。
- 2 総務部長は、前項の報告を審査の上必要な調整 2 総務管理部長は、前項の報告を審査のうえ必要

及び係長が置かれていない事務所等にあつては 当該事務所等の長の職にある者又は会計管理者 が指定する者)

 $3 \sim 5$ (略)

(会計職員の設置及び任命)

- 第8条 次の各号に掲げる名称の会計職員を当該各 号に掲げる組織に置き、別表第5の右欄に掲げる 者をもつて充てる。
 - (1) (略)
 - (2) 税務現金取扱員 総務管理部税務課及び地域 振興局

 $(3) \sim (5)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(会計管理者の事務の専決)

第9条の2 (略)

2 会計管理者は、第5条第1項第3号及び第5条 の2第1項の規定により総務管理部総務事務セン ター長が処理する事務に係る次に掲げる事務を行 う権限を総務出納員に専決させる。

(1)~(6) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(支出命令者等の印影の届出)

- 第9条の4 支出命令者及び当該支出命令者を直接 補佐する職にある者は、支出を命令する書類に押 印する印鑑の印影を、あらかじめ、支出の命令の 審査を行う会計管理者の権限を第9条第1項の規 定により委任された者若しくは第9条の2第2項 から第5項までの規定により専決することができ る者又は支出の命令の審査を行う事務所所属出納 員の権限を第10条の規定により専決することがで きる者に届け出なければならない。
- 2 会計管理者は、前項の届出のあつた印鑑を押印 した書類による支出命令によらなければ支払をし てはならない。

(予算編成方針)

第11条 総務管理部長は、予算の総合調整を図るた め、知事の命を受けて毎会計年度の予算編成方針 を定め、部局長に通知しなければならない。

(予算の査定)

- な調整を行い、その結果を課長に通知するととも に、課長の意見を付して総務管理部長に報告しな ければならない。

を行い、その結果を部局長に通知するとともに、 部局長の意見を付して知事の査定を受けなければ ならない。

- 3 <u>総務部長</u>は、前項の予算の査定を受けたときは、 その結果を部局長に通知しなければならない。
- 4 財政課長又は<u>総務部長</u>は、第1項の調査又は第 2項の審査のため必要がある場合は、課長又は部 局長から説明を聴取し、又は必要な書類の提出を 求めることができる。

(歳出予算の配当)

- 第16条 <u>総務部長</u>は、歳出予算の範囲内で部局長に 対し、当該部局の各課別に、歳出予算を本配当す るものとする。
- 2 部局長は、前項の本配当を受けようとするとき は、各課別に歳出予算本配当要求書を作成し、<u>総</u> 務部長に提出しなければならない。
- 3 (略)

(予算の執行等に関する事項の合議及び協議)

- 第21条 別表第7に掲げる予算の執行等に関する事項は、同表の区分に従い、契約執行決議書、支出負担行為決議書その他の書類により総務部長又は財政課長に合議し、出納局管理課長に協議しなければならない。ただし、知事の委任を受けた者がその権限に基づいて処理する事項については、この限りでない。
- 2 別表第7に定めるもののほか、予算の執行に関係する重要又は異例な事項は、財政課長及び<u>総務</u>部長に合議しなければならない。
- 3 <u>総務部長</u>は、前2項の規定によるもののほか、 特に必要があると認める事項について、別に定め て財政課長に合議させることができる。

(歳出予算の項の流用)

- 第23条 部局長は、毎会計年度の予算の定めるところにより歳出予算の各項の金額を流用する必要があるときは、その理由を記載した歳出予算流用申請書を作成し、<u>総務部長</u>に提出しなければならない。
- 2 <u>総務部長</u>は、前項の歳出予算流用申請書により 流用の適否を審査し、流用を決定したときは、当 該部局長に対し流用すべき金額を通知しなければ ならない。
- 3 (略)

(予備費の使用)

- 第25条 予備費は、総務部長が管理する。
- 2 部局長は、予備費を使用する必要があるときは、 予備費使用申請書を作成し、総務部長に提出しな

- な調整を行い、その結果を部局長に通知するとと もに、部局長の意見を付して知事の査定を受けな ければならない。
- 3 <u>総務管理部長</u>は、前項の予算の査定を受けたと きは、その結果を部局長に通知しなければならな い。
- 4 財政課長又は<u>総務管理部長</u>は、第1項の調査又 は第2項の審査のため必要がある場合は、課長又 は部局長から説明を聴取し、又は必要な書類の提 出を求めることができる。

(歳出予算の配当)

- 第16条 総務管理部長は、歳出予算の範囲内で部局 長に対し、当該部局の各課別に、歳出予算を本配 当するものとする。
- 2 部局長は、前項の本配当を受けようとするとき は、各課別に歳出予算本配当要求書を作成し、<u>総</u> 務管理部長に提出しなければならない。
- 3 (略)

(予算の執行等に関する事項の合議及び協議)

- 第21条 別表第7に掲げる予算の執行等に関する事項は、同表の区分に従い、契約執行決議書、支出負担行為決議書その他の書類により<u>総務管理部長</u>又は財政課長に合議し、出納局管理課長に協議しなければならない。ただし、知事の委任を受けた者がその権限に基づいて処理する事項については、この限りでない。
- 2 別表第7に定めるもののほか、予算の執行に関係する重要又は異例な事項は、財政課長及び<u>総務</u>管理部長に合議しなければならない。
- 3 <u>総務管理部長</u>は、前2項の規定によるもののほか、特に必要があると認める事項について、別に 定めて財政課長に合議させることができる。

(歳出予算の項の流用)

- 第23条 部局長は、毎会計年度の予算の定めるところにより歳出予算の各項の金額を流用する必要があるときは、その理由を記載した歳出予算流用申請書を作成し、<u>総務管理部長</u>に提出しなければならない。
- 2 <u>総務管理部長</u>は、前項の歳出予算流用申請書により流用の適否を審査し、流用を決定したときは、 当該部局長に対し流用すべき金額を通知しなければならない。
- 3 (略)

(予備費の使用)

- 第25条 予備費は、総務管理部長が管理する。
- 2 部局長は、予備費を使用する必要があるときは、予備費使用申請書を作成し、総務管理部長に提出

新

澙

ければならない。

- 3 総務部長は、前項の予備費使用申請書の提出が あつたときは、必要な調整を行つてその使用を決 定することができる。
- 4 総務部長は、予備費の使用を決定したときは、 当該部局長に対し、充用すべき科目及び金額を通 知しなければならない。

(略)

(予算科目の追加設定)

- 第26条 部局長は、歳入歳出予算の執行に関し、収 入又は支出すべき科目(目又は節をいう。以下こ の条において同じ。)がない場合において、特に科 目を追加して設置する必要があるときは、歳入予 算科目追加申請書又は歳出予算科目追加申請書を 作成し、総務部長に提出しなければならない。
- は歳出予算科目追加申請書の提出があつたときは、 その内容を調査し、科目を設定する必要があると 認めるときは、当該部局長に追加設定すべき科目 名を通知しなければならない。

(継続費の逓次繰越し)

- 第28条 部局長は、その所掌に係る継続費の年割額 に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内 に支出を終わらなかつたものを、翌年度へ繰り越 して使用する必要があるときは、継続費繰越見積 書を作成し、総務部長に提出しなければならない。
- 2 総務部長は、前項の継続費繰越見積書を審査の 上、繰越予定額について知事の審査を受け、その 結果を当該部局長に通知しなければならない。
- 3 部局長は、前項の繰越予定額の通知を受けたと きは、その額の範囲内において翌年度へ繰り越し て使用する額を定め、継続費繰越調書を作成し、 総務部長に提出しなければならない。
- 4 総務部長は、前項の継続費繰越調書により継続 費繰越額を決定し、当該部局長に通知しなければ ならない。

(略)

(繰越明許費の繰越し)

- 第29条 部局長は、繰越明許費に係る歳出予算の経 費を、翌年度へ繰り越して使用する必要があると きは、繰越明許費繰越調書を作成し、総務部長に 提出しなければならない。
- 2 総務部長は、前項の繰越明許費繰越調書により 繰越明許費繰越額を決定し、当該部局長に通知し なければならない。

3 (略)

しなければならない。

- 3 総務管理部長は、前項の予備費使用申請書の提 出があつたときは、必要な調整を行つてその使用 を決定することができる。
- 4 総務管理部長は、予備費の使用を決定したとき は、当該部局長に対し、充用すべき科目及び金額 を通知しなければならない。

(略)

(予算科目の追加設定)

- 第26条 部局長は、歳入歳出予算の執行に関し、収 入又は支出すべき科目(目又は節をいう。以下こ の条において同じ。)がない場合において、特に科 目を追加して設置する必要があるときは、歳入予 算科目追加申請書又は歳出予算科目追加申請書を 作成し、総務管理部長に提出しなければならない。
- 2 総務部長は、前項の歳入予算科目追加申請書又 2 総務管理部長は、前項の歳入予算科目追加申請 書又は歳出予算科目追加申請書の提出があつたと きは、その内容を調査し、科目を設定する必要が あると認めるときは、当該部局長に追加設定すべ き科目名を通知しなければならない。

(継続費の逓次繰越し)

- 第28条 部局長は、その所掌に係る継続費の年割額 に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内 に支出を終わらなかつたものを、翌年度へ繰り越 して使用する必要があるときは、継続費繰越見積 書を作成し、総務管理部長に提出しなければなら
- 2 総務管理部長は、前項の継続費繰越見積書を審 査のうえ、繰越予定額について知事の審査を受け、 その結果を当該部局長に通知しなければならない。
- 3 部局長は、前項の繰越予定額の通知を受けたと きは、その額の範囲内において翌年度へ繰り越し て使用する額を定め、継続費繰越調書を作成し、 総務管理部長に提出しなければならない。
- 4 総務管理部長は、前項の継続費繰越調書により 継続費繰越額を決定し、当該部局長に通知しなけ ればならない。

(略)

(繰越明許費の繰越し)

- 第29条 部局長は、繰越明許費に係る歳出予算の経 費を、翌年度へ繰り越して使用する必要があると きは、繰越明許費繰越調書を作成し、総務管理部 長に提出しなければならない。
- 2 総務管理部長は、前項の繰越明許費繰越調書に より繰越明許費繰越額を決定し、当該部局長に通 知しなければならない。
- 3 (略)

(事故繰越し)

- 第30条 部局長は、歳出予算の経費の金額のうち、 年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため 年度内に支出を終わらなかつたものを、翌年度へ 繰り越して使用する必要があるときは、事故繰越 見積書を作成し、<u>総務部長</u>に提出しなければなら ない
- 2 <u>総務部長</u>は、前項の事故繰越見積書を審査の<u>上</u>、 繰越予定額について知事の査定を受け、その結果 を当該部局長に通知しなければならない。
- 3 部局長は、前項の繰越予定額の範囲内において 翌年度へ繰り越して使用する額を定め、事故繰越 調書を作成し、<u>総務部長</u>に提出しなければならな い。
- 4 <u>総務部長</u>は、前項の事故繰越調書により事故繰 越額を決定し、当該部局長に通知しなければなら ない。

5 (略)

(繰越計算書)

- 第32条 部局長は、翌年度へ繰り越した歳出予算について繰越計算書を作成し、<u>総務部長</u>に提出しなければならない。
- 2 (略)

(継続費精算報告書)

- 第33条 部局長は、その所掌に係る継続費について 継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を 作成し、<u>総務部長</u>に提出しなければならない。
- 2 (略)

(調定)

第88条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。
 - (1)~(7) (略)
 - (8) 指定納付受託者に委託して納付する方法により納付が行われる収入(第2号に掲げる収入を除く。) 別に定める日

(直接領収した現金の取扱い)

第93条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる収入金に ついては、現金領収書の交付を省略することがで きる。
 - (1) (略)
 - (2) 削除

(事故繰越し)

- 第30条 部局長は、歳出予算の経費の金額のうち、 年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため 年度内に支出を終わらなかつたものを、翌年度へ 繰り越して使用する必要があるときは、事故繰越 見積書を作成し、<u>総務管理部長</u>に提出しなければ ならない。
- 2 総務管理部長は、前項の事故繰越見積書を審査 の<u>うえ</u>、繰越予定額について知事の査定を受け、 その結果を当該部局長に通知しなければならない。
- 3 部局長は、前項の繰越予定額の範囲内において 翌年度へ繰り越して使用する額を定め、事故繰越 調書を作成し、<u>総務管理部長</u>に提出しなければな らない。
- 4 <u>総務管理部長</u>は、前項の事故繰越調書により事 故繰越額を決定し、当該部局長に通知しなければ ならない。
- 5 (略)

(繰越計算書)

- 第32条 部局長は、翌年度へ繰り越した歳出予算について繰越計算書を作成し、<u>総務管理部長</u>に提出しなければならない。
- 2 (略)

(継続費精算報告書)

- 第33条 部局長は、その所掌に係る継続費について 継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を 作成し、<u>総務管理部長</u>に提出しなければならない。
- 2 (略)

(調定)

第88条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。
 - (1) \sim (7) (略)

(直接領収した現金の取扱い)

第93条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる収入金に ついては、現金領収書の交付を省略することがで きる。
 - (1) (略)
 - (2) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係 る手数料条例(平成12年新潟県条例第51号)第8 条第1項に規定するパーキング・メーターの作

$$(3) \sim (6)$$
 (略)

3 (略)

(徴収又は収納の委託)

第105条 (略)

2 総務部長は、県税徴収金(県税に係る過料、通告 処分による罰金及び追徴金相当額、通告処分費並 びに没収金を除く。以下この項、次項、第106条、 第109条第1項及び第110条において同じ。)の収納 の事務を次に掲げる基準を満たしている者に委託 することができる。

(1)~(3) (略)

3 · 4 (略)

(受託収納の領収印)

第110条 徴収事務又は収納事務の受託者は、委託を 受けた収入金の領収については、別記第2号様式 による領収印を使用しなければならない。ただし、 県税収納事務受託者が当該領収印を使用すること が困難であり、かつ、県税収納事務受託者が当該 領収印を使用しなくても県税徴収金の領収に係る 納人の信頼を確保できると総務部長が認めるとき は、県税収納事務受託者は、当該領収印に代えて、 総務部長が別に定める領収印を使用することがで きる。

(支出負担行為の整理)

ては、部長)は、次の各号のいずれかに該当する ときは、当該各号に掲げる額について、前条の規 定に準じて支出負担行為決議書を作成して支出負 担行為の整理をしなければならない。

(1) • (2) (略)

2 (略)

第135条 (略)

(繰替払)

- 第135条の2 施行令第164条第1号から第4号まで <u>に掲げる経費のほか、指定納付</u>受託者が取り扱う 収入金に係る手数料の支払については、当該指定 納付受託者が納付する収入金を繰り替えて使用す ることができる。
- 2 会計管理者又は指定金融機関等は、繰替払をし たときは、繰替払に係る経費を支払つたことを証 する書類を支出命令者に提出しなければならない。
- 3 前項の書類の提出を受けた支出命令者は、当該 繰替払に係る経費を補塡するため、支出の手続を とらなければならない。

動に係る手数料及びパーキング・チケットの発 給に係る手数料

 $(3) \sim (6)$ (略)

3 (略)

(徴収又は収納の委託)

第105条 (略)

2 総務管理部長は、県税徴収金(県税に係る過料、 通告処分による罰金及び追徴金相当額、通告処分 費並びに没収金を除く。以下この項、次項、第106 条、第109条第1項及び第110条において同じ。)の 収納の事務を次に掲げる基準を満たしている者に 委託することができる。

(1)~(3) (略)

3 • 4 (略)

(受託収納の領収印)

第110条 徴収事務又は収納事務の受託者は、委託を 受けた収入金の領収については、別記第2号様式 による領収印を使用しなければならない。ただし、 県税収納事務受託者が当該領収印を使用すること が困難であり、かつ、県税収納事務受託者が当該 領収印を使用しなくても県税徴収金の領収に係る 納人の信頼を確保できると総務管理部長が認める ときは、県税収納事務受託者は、当該領収印に代 えて、総務管理部長が別に定める領収印を使用す ることができる。

(支出負担行為の整理)

第117条 課長及び事務所長(地域振興局の部にあつ 第117条 課長及び事務所長(地域振興局にあつては、 部長)は、次の各号のいずれかに該当するときは、 当該各号に掲げる額について、前条の規定に準じ て支出負担行為決議書を作成して支出負担行為の 整理をしなければならない。

(1) • (2) (略)

2 (略)

第135条 (略)

(資金計画)

第170条 出納局長は、歳計現金及び歳入歳出外現金について常に現金の現況を把握の上、あらかじめ 総務部長と協議して資金計画を定め、計画的かつ 効率的な資金管理に努めなければならない。

(一時借入金)

第172条 出納局長は、歳出予算内の支出に充てるため、あらかじめ<u>総務部長</u>と協議して一時借入金を借り入れることができる。

(決算の調製)

第187条 会計管理者は、毎会計年度、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を作成し、7月末日までに総務部長に送付しなければならない。

(決算の審査及び認定)

- 第189条 <u>総務部長</u>は、決算及び第187条に規定する 書類を監査委員の審査に付し、監査委員の意見を 付けて、次の通常予算を議する会議までに議会の 認定に付する手続をとらなければならない。
- 2 <u>総務部長</u>は、決算を議会の認定に付するに当た つては、主要な施策の成果を説明する書類を作成 し、併せてこれを提出しなければならない。

(税務出納員の報告)

- 第191条 地域振興局に所属する税務出納員は、その 所掌に係る毎月の収入について県税徴収金(総) 計算書を作成し、翌月20日までに<u>税務課</u>に所属す る税務出納員に報告しなければならない。
- 2 <u>税務課</u>に所属する税務出納員は、毎月の県税徴収金の収入について県税徴収金(総)計算書を作成し、翌月21日までに会計管理者に報告しなければならない。

(現金等の亡失)

- 第213条 現金及び有価証券の保管責任を有する職員は、保管する現金又は有価証券を亡失したときは、直ちに事故の詳細を会計管理者にあつては直接、その他の職員にあつては会計管理者を経て<u>総務部長</u>に報告しなければならない。
- 2 <u>総務部長</u>は、前項の報告を受けたときは、その 処理の方針について知事の決裁を受けなければな らない。

(違反行為等による損害の報告)

第214条 部局長は、法第243条の2の2第1項に規 定する職員が法令の規定に違反して同項各号に掲 (資金計画)

第170条 出納局長は、歳計現金及び歳入歳出外現金について常に現金の現況を把握の<u>うえ</u>、あらかじめ<u>総務管理部長</u>と協議して資金計画を定め、計画的かつ効率的な資金管理に努めなければならない。

(一時借入金)

第172条 出納局長は、歳出予算内の支出に充てるため、あらかじめ<u>総務管理部長</u>と協議して一時借入金を借り入れることができる。

(決算の調製)

第187条 会計管理者は、毎会計年度、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を作成し、7月末日までに総務管理部長に送付しなければならない。

(決算の審査及び認定)

- 第189条 <u>総務管理部長</u>は、決算及び第187条に規定 する書類を監査委員の審査に付し、監査委員の意 見を付けて、次の通常予算を議する会議までに議 会の認定に付する手続をとらなければならない。
- 2 <u>総務管理部長</u>は、決算を議会の認定に付するに 当たつては、主要な施策の成果を説明する書類を 作成し、併せてこれを提出しなければならない。

(税務出納員の報告)

- 第191条 地域振興局に所属する税務出納員は、その 所掌に係る毎月の収入について県税徴収金(総) 計算書を作成し、翌月20日までに<u>総務管理部税務</u> <u>課</u>に所属する税務出納員に報告しなければならな い。
- 2 <u>総務管理部税務課</u>に所属する税務出納員は、毎 月の県税徴収金の収入について県税徴収金(総) 計算書を作成し、翌月21日までに会計管理者に報 告しなければならない。

(現金等の亡失)

- 第213条 現金及び有価証券の保管責任を有する職員は、保管する現金又は有価証券を亡失したときは、直ちに事故の詳細を会計管理者にあつては直接、その他の職員にあつては会計管理者を経て<u>総務管理部長</u>に報告しなければならない。
- 2 <u>総務管理部長</u>は、前項の報告を受けたときは、 その処理の方針について知事の決裁を受けなけれ ばならない。

(違反行為等による損害の報告)

第214条 部局長は、法第243条の2の2第1項に規 定する職員が法令の規定に違反して同項各号に掲 げる行為をしたこと又は怠つたことにより県に損 | 害を与えたと認めるときは、直ちにその詳細を総 務部長に報告しなければならない。

(認定)

- けたときは、職員の故意又は重大な過失(現金に ついては、故意又は過失。次項において同じ。)に よる損害であるかどうか認定しなければならない。
- 2 総務部長は、職員が故意又は重大な過失により 県に損害を与えたと認めるときは、知事の決裁を 得て必要な手続を行い、この旨を当該職員が所属 する部局長に通知しなければならない。

第223条 (略)

(電磁的記録による作成等)

- 第223条の2 この規則の規定により作成し、又は保 存することとされている書類等(書類、計算書そ の他文字、図形その他の人の知覚によつて認識す ることができる情報が記載された紙その他の有体 物をいう。次項及び次条において同じ。)について は、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁 的記録の作成又は保存(以下「作成等」という。) をもつて、当該書類等の作成等に代えることがで きる。この場合において、当該電磁的記録は、当 該書類等とみなす。
- 2 前項の規定により電磁的記録により作成等を行 うときは、電子計算機に備えられたファイルに記 録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法 により一定の事項を確実に記録しておくことがで きる物を含む。)をもつて調製する方法により行う ものとする。

(電磁的方法による書類等の提出等)

第223条の3 この規則の規定による書類等の提出若 しくは送付又は書類等による通知については、当 該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法そ の他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)を もつて行うことができる。

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		出納局管理課新
新潟よつば学園		潟分室
(略)		
西蒲警察署		

げる行為をしたこと又は怠つたことにより県に損 害を与えたと認めるときは、直ちにその詳細を総 務管理部長に報告しなければならない。

(認定)

- 第215条 総務部長は、前2条の規定により報告を受 | 第215条 総務管理部長は、前2条の規定により報告 を受けたときは、職員の故意又は重大な過失(現 金については、故意又は過失。次項において同じ。) による損害であるかどうか認定しなければならな
 - 2 総務管理部長は、職員が故意又は重大な過失に より県に損害を与えたと認めるときは、知事の決 裁を得て必要な手続を行い、この旨を当該職員が 所属する部局長に通知しなければならない。

第223条 (略)

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		出納局管理課新
新潟盲学校		潟分室
新潟聾学校		
(略)		
西蒲警察署		

1- 1-	1 - 71 11 (74)		 1		
	三条地域振興局 工業技術総合研究所県央技術 支援センター 計量条テクノスクール 農業テクノスクール 農業総合研究でででででででででででででででででででででででででででででででででででで		一久圳柱村爾巴	山外口從和部目	
		出納局管理課長 岡分室	三条地域振興局 工業技術総合研究所県央技術 支援センター 工業技術総合研究所素材応用 技術支援センター 計量検定所 三条テクノスクール 農業総合研究所食品研究セン ター 農業総合研究所畜産研究セン ター 見附高等学校 三条高等学校 三条東高等学校	出納局管理課長岡分室	

出納局管理課佐

渡分室

新潟県央工業高等学校 三条商業高等学校 加茂高等学校 加茂農林高等学校 吉田高等学校 分水高等学校 燕中等教育学校 月ケ岡特別支援学校 吉田特別支援学校 三条警察署 燕警察署 加茂警察署 見附警察署 (略) (略) 工業技術総合研究所中越技術 工業技術総合研究所中越技術 支援センター 支援センター 工業技術総合研究所素材応用 技術支援センター (略) (略) 栃尾高等学校 栃尾高等学校 見附高等学校 (略) (略) 与板警察署 与板警察署 見附警察署 (略) (略) (略) (略) 佐渡地域振興局 佐渡トキ保護センター 農業総合研究所佐渡農業技術 センター 水產海洋研究所佐渡水產技術 センター 中央家畜保健衛生所佐渡支所 佐渡高等学校 羽茂高等学校 佐渡総合高等学校 佐渡中等教育学校 佐渡特別支援学校 佐渡警察署 (略) (略)

別表第2 (第3条、第4条の2関係)

(1) • (2) (略)

備考

1 <u>部長、</u>分庁舎副部長及び維持管理事務所長 等は、分掌する事務に係る事件について専決 するものとする。

2 · 3 (略)

別表第2の2 (第3条、第4条の2関係)

別表第2 (第3条、第4条の2関係)

(1) • (2) (略)

備考

1 分庁舎副部長及び維持管理事務所長等は、 分掌する事務に係る事件について専決するも のとする。

2 · 3 (略)

| 別表第2の2(第3条、第4条の2関係)

(1) • (2) (略)

備考

1 <u>部長、</u>分庁舎副部長及び維持管理事務所長 等は、分掌する事務に係る事件について専決 するものとする。

 $2 \sim 10$ (略)

別表第5 (第8条関係)

会計職	会計職員を	会計職員に充てる者
員の名	置く組織	
称		
(略)		
税務現	税務課及び	(1) <u>税務課</u> に勤務する職
金取扱	地域振興局	員(課長を除く。)
員		
		(2) • (3) (略)
(略)		

別表第7 (第21条関係)

合議又は協議を要する事項	合議又は 協議の相
	手方
(略)	I
7 公有財産の取得、貸付け、使用	総務部長
許可又は処分に関すること。	
8 補償、補填及び賠償金の額を決	総務部長
定すること(建設事業に伴う用地	
及び物件の補償に係る補償金を除	
<.).	
(略)	

備考

- 1 <u>総務部長</u>に合議するときは財政課長に合議しなければならない。
- 2 合議又は協議をする事項が課長に専決させる事項の場合は、「<u>総務部長</u>」とあるのは「財政課長」と読み替えてこの表を適用する。

3~10 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の 例による。
- 3 令和4年3月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる課、センター又は事務所の令和3年度に係る会計 事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課、センター又は事務所において処理するものとする。

総務管理部財政課

- // 人事課
- が 行政改革課
- " 法務文書課
- " 大学・私学振興課

(1) • (2) (略)

備考

- 1 分庁舎副部長及び維持管理事務所長等は、 分掌する事務に係る事件について専決するも のとする。
- $2 \sim 10$ (略)

別表第5 (第8条関係)

会計職	会計職員を	会計職員に充てる者
員の名	置く組織	
称		
(略)		
税務現	総務管理部	(1) 総務管理部税務課に
金取扱	税務課及び	勤務する職員(課長を
員	地域振興局	除く。)
		(2) • (3) (略)
(略)		

別表第7 (第21条関係)

合議又は協議を要する事項	合議又は
	協議の相
	手方
(略)	
7 公有財産の取得、貸付け、使用	総務管理
許可又は処分に関すること。	部長
8 補償、補填及び賠償金の額を決	総務管理
定すること(建設事業に伴う用地	部長
及び物件の補償に係る補償金を除	
<.).	
(略)	

備考

- 1 <u>総務管理部長</u>に合議するときは財政課長に 合議しなければならない。
 - 2 合議又は協議をする事項が課長に専決させる事項の場合は、「<u>総務管理部長</u>」とあるのは「財政課長」と読み替えてこの表を適用する。

 $3 \sim 10$ (略)

総務部財政課

- " 人事課
- " 行政改革課
- " 法務文書課
- " 大学・私学振興課

号	外 3	3		新	潟	県	報	令和4年3月29日(火
ĺ]]	市町村課			"	市町村課	
]]	統計課			"	統計課	
]]	税務課			"	税務課	
		IJ	管財課			"	管財課	
		IJ	総務事務センター			"	総務事務セ	ンター
	県民	生活・	環境部県民生活課			"	県民生活課	
						環境周	昂環境政策課	
						防災馬	昂防災企画課	
		IJ	文化振興課			観光ス	文化スポーツ	部文化課
		"	スポーツ課				IJ	スポーツ課
		"	男女平等社会推進課			知事項	汝 策局政策企	画課
		"	環境企画課			環境周	昂環境政策課	
						"	環境対策課	
		"	環境対策課			"	環境対策課	
		IJ	廃棄物対策課			"	資源循環推	進課
	産業	労働剖	『職業能力開発課				労働部雇用能	
	観光	局観光				観光ス	文化スポーツ	部観光企画課
	IJ	国際	深観光推進課				IJ	国際観光推進課
	教育	庁文化	2行政課				IJ	文化課
	新潟	盲学核	ξ			新潟。	よつば学園	
	新潟!	聾学核	ξ				IJ	

◎新潟県訓令第5号

 本
 庁

 地 域 機 関

前

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令(平成5年3月新潟県訓令第7号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。ただし、従前の様式により作成した用紙については、当分の間使用できるものとする。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改 正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

	- <u>-</u> -	ш.	区		
新潟県財務	規則(昭	和57年新	潟県規則第	第10号)	第
223条の規定に	こよる帳票	厚その他の	書類の様式	弋を次σ	ょ
うに定め、平	成5年4	月1日か	ら実施し、	新潟県	財
務規則第223章	条の規定に	こよる帳票	その他の書	碁類の様	式
指定(昭和57	年3月新	潟県訓令	第1号)は	は、平成	5
年3月31日限	り廃止す	る。ただ	し、平成4	年度に	属
する歳入歳出	に係る帳	票その他	の書類の様	対につ	140
ては、なお従	前の例に	よるもの	とする。		

様式番号	名 称	規定条文
第1号様式	削除	
(略)	(略)	(略)

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定(昭和57年3月新潟県訓令第1号)は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。

正

様式番号	名 称	規定条文
第1号様式	支出命令者印	第9条の4第
	鑑表	1項
(略)	(略)	(略)

第1号様式 削除

第1号様式 (第9条の4関係)

改

支出命令者印鑑票

(略)

第96号様式(第142条関係)

支払案内書

(略)

本書のとおり支払の<u>手続</u>をとりました ので、御案内します。

なお、裏面の注意事項をお読みの<u>上</u>、 現金をお受け取りください。

(略)

収入 印紙

受取人

(略)

(裏面)

支払を受ける場合の注意事項

1 「支払方法」が"回金払"のとき

第96号様式 (第142条関係)

支払案内書

(略)

本書のとおり支払の<u>手続き</u>をとりましたので、<u>ご案内します</u>。

なお、裏面の注意事項をお読みの<u>うえ</u>、 現金をお受け取りください。

(略)

収入 <u>印</u> 印紙

受取人

(EJ)

(略)

(裏面)

支払を受ける場合の注意事項

1 「支払方法」が"回金払"の時

この支払案内書の表面の領収欄に署名(法人にあっては、記名)の上、第四北越銀行の本店 又は支店へ提示し、現金をお受け取りください。

なお、領収に<u>当たって</u>は、次の事項に注意してください。

- (1) (略)
- (2) 領収を委任するときは、署名(法人にあっては、記名)した委任状を添付してください。
- (3) 印紙税法の規定により、収入印紙を<u>貼らな</u> <u>ければ</u>ならない場合は、表面の所定箇所へ<u>貼</u> り、消印してください。
- (4) (略)
- (5) この案内書を<u>亡失し、損傷し、</u>又は汚損したときは、<u>速やかに</u>会計管理者に申し出てください。
- 2 「支払方法」が"送金払"のとき
 - (1) (2) (略)

第97号様式(第143条関係)

支払案内書亡失(損傷)届

(略)

氏名

(略)

氏名

(略)

注1 支払案内書を<u>亡失し、又は</u>損傷したときは、上記の所定事項を記入の<u>上</u>、亡失にあっては支払場所(支払案内書に記載してある指定(代理)金融機関の店舗)の未払証明を受け、損傷にあっては<u>その</u>支払案内書を添付して会計管理者に届け出てください。 2・3 (略)

第98号様式(第144条関係)

(略)

支払依頼書

(略)

新潟県会計管理者

(略)

第104号様式 (第150条関係)

小切手振出済証明書

(略)

氏 名

第106号様式 (第153条関係)

公金振替書

この支払案内書の表面の領収欄に署名(法人にあっては、記名)<u>押印のうえ</u>、第四北越銀行の本店又は支店へ提示し、現金をお受け取りください。

なお、領収に<u>あたって</u>は、次の事項に注意してください。

- (1) (略)
- (2) 領収を委任するときは、<u>署名(法人にあっては、記名)押印した</u>委任状を添付してください。
- (3) 印紙税法の規定により、収入印紙を<u>はらな</u> <u>ければ</u>ならない場合は、表面の所定箇所へ<u>は</u> り、消印してください。
- (4) (略)
- (5) この案内書を<u>亡失したり、損傷</u>又は汚損したときは、<u>すみやかに支払銀行へ連絡し、支払銀行から未払証明をうけて、</u>会計管理者に申し出てください。
- 2 「支払方法」が"送金払"の時
 - (1) · (2) (略)

第97号様式(第143条関係)

支払案内書亡失(損傷)届 (略) 氏名 <u>@</u> (略)

(略)

注1 支払案内書を<u>亡失または</u>損傷したときは、 上記の所定事項を記入の<u>うえ</u>、亡失にあっては支払場所(支払案内書に記載してある 指定(代理)金融機関の店舗)の未払証明 を受け、損傷にあっては<u>、その</u>支払案内書 を添付して会計管理者に届け出てください。 2・3 (略)

第98号様式 (第144条関係)

(略)

支払依頼書

(略)

新潟県会計管理者

囙

(略)

第104号様式 (第150条関係)

小切手振出済証明書

(略)

氏 名

(EI)

第106号様式 (第153条関係)

公金振替書

(略) (略) 新潟県会計管理者 新潟県会計管理者 印 (略) (略) **第113号様式** (第156条関係) **第113号様式** (第156条関係) 振替更正通知書 振替更正通知書 (略) (略) 新潟県会計管理者 新潟県会計管理者 印 (略) (略) **第123号様式** (第178条関係) **第123号様式** (第178条関係) (略) (略) 歳入歳出外現金等還付請求書 歳入歳出外現金等還付請求書 (略) (略) 氏 名 氏 名 (EII) (略) (略)

- ◎新 潟 県 訓 令第6号
- ◎新 潟 県 議 会 訓 令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第2号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号

本 庁 地 域 機 県議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局

新潟県職員安全衛生管理組織規程(昭和52年4月新潟県訓令第10号、昭和52年4月新潟県議会訓令第2号、昭 和52年4月新潟県人事委員会訓令第2号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第2号)の一部を次のように改正し、 令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英 世 佐藤 新潟県議会議長 純 新潟県人事委員会委員長 氏 家 信 彦 八木 新潟県代表監査委員 浩 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後 部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

正 後 正

(定義)

- の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
 - $(1) \cdot (2)$ (略)
 - (3) 振興局事業所 地域振興局の内部組織で一の 事業場を構成するもの(地域振興局企画振興部 (企画振興部を置かない地域振興局にあつては、 地域整備部)を含むものに限る。)をいう。

 $(4) \sim (6)$ (略)

(総括安全衛生管理者)

第4条 (略)

- 2 総括安全衛生管理者には、総務部長の職にある 者をもつて充てる。
- 3 (略)

(局総括安全衛生管理者)

第4条の3 (略)

- 2 局総括安全衛生管理者には、地域振興局企画振 興部長(企画振興部を置かない地域振興局にあつ ては、地域整備部長)の職にある者をもつて充て る。
- 3 (略)

(健康管理責任者)

第5条 (略)

(定義)

- **第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語 │**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
 - $(1) \cdot (2)$ (略)
 - (3) 振興局事業所 地域振興局の内部組織で一の 事業場を構成するもの(地域振興局企画振興部 を含むものに限る。)をいう。

 $(4) \sim (6)$ (略)

(総括安全衛生管理者)

第4条 (略)

- 2 総括安全衛生管理者には、総務管理部長の職に ある者をもつて充てる。
- (略)

(局総括安全衛生管理者)

第4条の3 (略)

- 2 局総括安全衛生管理者には、地域振興局企画振 興部長の職にある者をもつて充てる。
- 3 (略)

(健康管理責任者)

第5条 (略)

- 2 健康管理責任者には、総務部人事課長の職にあ 2 健康管理責任者には、総務管理部人事課長の職 る者をもつて充てる。
- 3 (略)

(施設管理責任者)

第6条 (略)

- 2 施設管理責任者には、総務部管財課長の職にあ る者をもつて充てる。
- 3 (略)

(会議)

第18条 (略)

2 中央安全衛生委員会は、委員の2分の1以上が 出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

課において行う。

(衛生委員会)

第21条 (略)

2 (略)

- 3 衛生委員会は次の各号に掲げる職員をもつて構 成するものとし、委員の数は、別表第3に定める ところによる。
 - (1) 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者(振 興局事業所にあつては、局総括安全衛生管理者)

 $(2) \sim (4)$ (略)

4·5 (略)

6 第17条から前条までの規定は、衛生委員会につ いて準用する。この場合において、第17条第1項 及び第2項並びに前3条の規定中「中央安全衛生 委員会」とあるのは「衛生委員会」と、第17条第 1項中「前条第1項第1号」とあるのは「第21条 第3項第1号」と、第19条中「総務部人事課」と あるのは「当該事業所の庶務を担当する課」とそ れぞれ読み替えるものとする。

別表第3 (第21条関係)

衛生委員会設置事業所

設	置	事	業	所	委員数
(略)					
振興局	事業所				7人以上
					11人以下
常時100	0人以上	の職員	を有す	一る地域	7人以上
事業所					11人以下
(略)					

- にある者をもつて充てる。
- 3 (略)

(施設管理責任者)

第6条 (略)

- 2 施設管理責任者には、総務管理部管財課長の職 にある者をもつて充てる。
- 3 (略)

(会議)

第18条 (略)

2 中央安全衛生委員会は、委員の過半数が出席し なければ会議を開くことができない。

(庶務)

第19条 中央安全衛生委員会の庶務は、総務部人事 | 第19条 中央安全衛生委員会の庶務は、総務管理部 <u>人事課</u>において行う。

(衛生委員会)

第21条 (略)

2 (略)

- 3 衛生委員会は次の各号に掲げる職員をもつて構 成するものとし、委員の数は、別表第3に定める ところによる。
 - (1) 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者(振 興局事業所にあつては、地域振興局企画振興部 長の職にある安全衛生管理者)

 $(2) \sim (4)$ (略)

4 • 5 (略)

6 第17条から前条までの規定は、衛生委員会につ いて準用する。この場合において、第17条第1項 及び第2項並びに前3条の規定中「中央安全衛生 委員会」とあるのは「衛生委員会」と、第17条第 1項中「前条第1項第1号」とあるのは「第21条 第3項第1号」と、第19条中「総務管理部人事課」 とあるのは「当該事業所の庶務を担当する課」と それぞれ読み替えるものとする。

別表第3 (第21条関係)

衛生委員会設置事業所

設	置	事	業	所	委員数
(略)					
振興局事	業所				11人
常時100	人以上	の職員	を有す	トる地域	11人
事業所					
(略)					

◎新潟県訓令第7号

土木部河川管理課地 域 振 興 局

前

新潟県河川監理員規程(昭和40年3月新潟県訓令第4号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から 実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世 の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。 改 正 後 (監理員)

第2条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて 充てる。

- (1) (2) (略)
- (3) 地域振興局地域整備部の部長、副部長(港湾空港担当の副部長を除く。)、庶務課長、業務課長、業務課長、治水課長、ダム管理課長、治水・港湾課長、河川・砂防課長及び維持管理事務所長
- (4) (5) (略)
- (6) 地域振興局地域整備部の庶務課<u>及び業務課</u>の河川管理担当の係長、<u>副参事</u>、主査、専門員、主任及び主事、治水課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、ダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師、治水・港湾課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、河川・砂防課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに維持管理事務所の工務課の課長、河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師
- (7) 新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課の河 川管理担当の係長、<u>副参事</u>、主査、専門員、主 任及び主事、工務課の技術専門員、課長代理、 主査、専門員、主任及び技師並びにダム管理課 の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び 技師
- (8) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課 の河川管理担当の係長<u>副参事</u>、主査<u>専門員</u>、 主任及び主事並びに土木整備課の河川管理担当 の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任 及び技師

(監理員)

第2条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて 充てる。

TF.

(1) • (2) (略)

改

- (3) 地域振興局地域整備部の部長、副部長(港湾空港担当の副部長を除く。)、庶務課長、治水課長、ダム管理課長、治水・港湾課長、河川・砂防課長及び維持管理事務所長
- (4) · (5) (略)
- (6) 地域振興局地域整備部の庶務課の河川管理担当の係長、主査、主任及び主事、治水課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、ダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師、治水・港湾課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、河川・砂防課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに維持管理事務所の工務課の課長、河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師
- (7) 新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課の河 川管理担当の係長、主査、主任及び主事、工務 課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主 任及び技師並びにダム管理課の技術専門員、係 長、主査、専門員、主任及び技師
- (8) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課 の河川管理担当の係長、主査、主任及び主事並 びに土木整備課の河川管理担当の技術専門員、 課長代理、主査、専門員、主任及び技師

◎新潟県訓令第8号

部 局 事 務 所

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)により資金前渡職員を置く組織(昭和57年3月新潟県訓令第9号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

	T
改正後	改 正 前
新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第	新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第
133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置	133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置
く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実	く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実
施する。	施する。
	新潟地域振興局健康福祉部津川地区センター
	工業技術総合研究所県央技術支援センター加茂セ
	<u>ンター</u>
(略)	(略)
新潟地域振興局県税部新津収税課	新潟地域振興局県税部新津収税課
(略)	(略)
新発田竹俣特別支援学校いじみの分校	新発田竹俣特別支援学校いじみの分校
五泉特別支援学校村松分校	
(略)	(略)
国際・薬物銃器対策課	
(略)	(略)

告 示

◎新潟県告示第368号

新潟県防災行政無線運用規程(昭和50年5月新潟県告示第590号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動号細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動後号細目」という。)が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目(以下「削除号細目」という。)を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目(以下「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の

前

表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正 後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後

(定義)

- の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
 - (1)~(6) (略)
 - (7) 地方局 地域振興局企画振興部(企画振興部 を置かない地域振興局にあつては、地域整備部) に設置される固定局及びVSAT地球局をいう。
 - $(8) \sim (16)$ (略)

(統制管理者及び副統制管理者)

第4条 (略)

- 2 統制管理者には総務部長を、副統制管理者には 管財課通信管理室長、危機対策課長及び河川管理 課長をもつて充てる。
- 3 4 (略)

(通信管理者)

第5条 (略)

- 2 次の各号に掲げる無線局所の通信管理者には、 それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) (略)
 - (2) 地方局 別表に定める当該無線局が設置され た地域振興局企画振興部の企画振興部長(企画 振興部を置かない地域振興局にあつては、地域 整備部長)
 - (3) \sim (8) (略)
 - (9) 地域機関に設置し、又は常置する地方移動系 無線局 別表に定める当該無線局の設置場所又 は常置場所の次のアからエまでに掲げる区分に 応じ、それぞれアからエまでに定める者 ア~ウ (略)

工 (略)

(10) • (11) (略)

(12) 地域機関に常置するデジタル移動系無線局 別表に定める当該無線局の常置場所の次のア からウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアか らウまでに定める者

ア・イ (略)

- ウ 危機対策課へリコプター管理事務所 副統 制管理者が指名する者
- 3 (略)

別表 (第3条関係)

1 • 2 (略)

3 地方局

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語 | 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

正

(1)~(6) (略)

- (7) 地方局 地域振興局企画振興部に設置される 固定局及びVSAT地球局をいう。
- $(8) \sim (16)$ (略)

(統制管理者及び副統制管理者)

第4条 (略)

- 2 統制管理者には総務管理部長を、副統制管理者 には管財課通信管理室長、危機対策課長及び河川 管理課長をもつて充てる。
- 3 4 (略)

(通信管理者)

第5条 (略)

- 2 次の各号に掲げる無線局所の通信管理者には、 それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) (略)
- (2) 地方局 別表に定める当該無線局が設置され た地域振興局企画振興部の企画振興部長
- $(3) \sim (8)$ (略)
- (9) 地域機関に設置し、又は常置する地方移動系 無線局 別表に定める当該無線局の設置場所又 は常置場所の次のアからオまでに掲げる区分に 応じ、それぞれアからオまでに定める者 ア~ウ (略)
 - 工 柏崎地域振興局企画振興部 柏崎地域振興 局企画振興部長

才 (略)

 $(10) \cdot (11)$ (略)

(12) 地域機関に常置するデジタル移動系無線局 別表に定める当該無線局の常置場所の次のア 及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイ に定める者

ア・イ (略)

3 (略)

別表 (第3条関係)

1 • 2 (略)

3 地方局

無線局所の	呼出名称	設置場所
種別		
固定局	ぼうさいむら	新潟県村上地域振
	かみ	興局地域整備部
(略)	(略)	(略)
(略)		
固定局	ぼうさいさん	新潟県三条地域振
	じよう	興局地域整備部
(略)	(略)	(略)
(略)		
固定局	ぼうさいうお	新潟県魚沼地域振
	ぬま	興局地域整備部
(略)	(略)	(略)
(略)		
固定局	ぼうさいとお	新潟県十日町地域
	かまち	振興局地域整備部
(略)	(略)	(略)
固定局	ぼうさいかし	新潟県柏崎地域振
	わざき	興局地域整備部
(略)	(略)	(略)
(略)		
固定局	ぼうさいいと	新潟県糸魚川地域
	いがわ	振興局地域整備部
(略)	(略)	(略)
固定局	ぼうさいさど	新潟県佐渡地域振
		興局地域整備部
(略)	(略)	(略)

4 端末局

- (1) (略)
- (2) 市町村等

無線局所の	呼出名称	設置場所
種別		
(略)		_
VSAT地球局	じようえつ	上越地域消防事務組
	ちいきしよ	合上越地域消防局
	うぼう	

(3) 防災関係機関

無線局所	呼出名称	設置場所
の種別		
(略)		
半固定局	ぼうさいに	社会福祉法人恩賜財団
	いがたけん	済生会支部新潟県済生
	810	会済生会新潟病院
(略)		

(4) (略)

5 全県移動系無線局

無線局所の	呼出名称	常置場所又は
種別		設置場所
(略)		

無線局所の	呼出名称	設置場所
種別		
固定局	ぼうさいむら	新潟県村上地域振
	かみ	興局企画振興部
(略)	(略)	(略)
(略)		
固定局	ぼうさいさん	新潟県三条地域振
	じよう	興局企画振興部
(略)	(略)	(略)
(略)		
固定局	ぼうさいうお	新潟県魚沼地域振
	ぬま	興局企画振興部
(略)	(略)	(略)
(略)		
固定局	ぼうさいとお	新潟県十日町地域
	かまち	振興局企画振興部
(略)	(略)	(略)
固定局	ぼうさいかし	新潟県柏崎地域振
	わざき	興局企画振興部
(略)	(略)	(略)
(略)		
固定局	ぼうさいいと	新潟県糸魚川地域
	いがわ	振興局企画振興部
(略)	(略)	(略)
固定局	ぼうさいさど	新潟県佐渡地域振
		興局企画振興部
(略)	(略)	(略)
4 烘末局		·

4 端末局

- (1) (略)
- (2) 市町村等

無線局所の	呼出名称	設置場所
種別		
(略)		_
VSAT地球局	じようえつ	上越地域消防事務組
VSAT地球局	じようえつ ちいきしよ	上越地域消防事務組 合消防本部

(3) 防災関係機関

無線局所	呼出名称	設置場所
の種別		
(略)		
半固定局	ぼうさいに	社会福祉法人恩賜財団
	いがたけん	済生会支部新潟県済生
	810	会済生会新潟第二病院
(略)		

(4) (略)

5 全県移動系無線局

無線局所の	呼出名称	常置場所又は
種別		設置場所
(略)		

ა			机	洏	乐	羊 区			- תולו נו	+ 牛 る。	Л
(略)	(略)	ĺ	(略)			略)	(略)		(略)	
					<u>"</u>	(")		2	<u>23</u>]]	
(略)	(略)		(略)			略)	(略)		(略)	
<i>"</i> (<i>"</i>)	<i>"</i> 8	0	新潟県加	汝射線	11	(")	"	8	30]]	
			監視セン	/ター							
6 地方移動	系無線局	•			6	地方移動	1系無線	息局	•		
無線局所の	呼出名称	常置場	所又は記	2置場	無	線局所の	呼出	呂称	常置場	折又は	設置場
種別		所			種	別			所		
基地局	ぼうさいか	新潟県	具柏崎地 ^域	或振興	基	地局	ぼう	さいか	新潟県	柏崎地	域振り
	しわざき	局地域	乾 備部				しわ	ざき	局企画	振興部	
(略)						略)	ı				
陸上移動局	ぼうさいに	新潟県	果新潟地域	 或振興		上移動局	ぼう	さいに	新潟県	新潟地	域振り
(可搬)	いがたこう		港湾事務			可搬)		たこう	局新潟		
	わん51			.,,,			わん	51			
					11	(携帯)	<u> 11</u>	<u>52</u>]]	<u> "</u>
" (携帯)	<i>n</i> 53	"	"	"	"	(")	"	53	"	"	"
(略)	(略)	(略)				略)	(略)	(略)		
(略)	1					略)					
陸上移動局	ぼうさいか	新潟県	具柏崎地 ^は	或振興	陸	上移動局	ぼう	さいか	新潟県	柏崎地	域振り
(車載)	しわざき51	局地域	基備部			車載)		ざき51	局企画	振興部	
<i>"</i> (<i>"</i>	<i>y</i> 52	"	"	IJ	"	(")	11	52	"	IJ	地址
									整備部		
" (携帯)	<i>y</i> 53	"	"	IJ	"	(携帯)	11	53	"	IJ	<u>企</u> ī
									振興部		
(略)	(略)	(略)				略)	(略)	(略)		
(略)					(略)					
陸上移動局	ぼうさいに	柏崎市	f役所西L	山町事	陸	上移動局	ぼう	さいに	柏崎市	役所西	山町草
(<u>車載</u>)	しやま <u>52</u>	務所				可搬)	しや	ま <u>51</u>	務所		
					<u>"</u>	<u> </u>		<u>52</u>			
(略)	(略)	(略)			4	略)	(略))	(略)		
(略)	T	ı			(略)			•		
陸上移動局	ぼうさいな		上越地域		陸	上移動局	ぼう	さいな	新潟県		
(<u>可搬</u>)	おえつこう	局直江	[津港湾]	事務所		携帯)		つこう	局直江	津港湾	事務原
	わん <u>51</u>						わん				
					<u>"</u>			<u>51</u>			"
(略)	(略)	(略)				略)	(略		(略)		
	移動系無線局	w-			7	デジタル					
無線局所の	呼出名称		湯所又は記	戈置場		線局所の	呼出	占名称	常置場	听又は	設置
種別		所				別			所		
(略)	(m/r)	/m=\			4	略)	/==		/ m &- \		
(略)	(略)	(略)				略)	(略)		(略)		
11 (11)	" 313	"				(")	"	313	"		
						(")	<u>"</u>	320			
					"	(")	<u>"</u>	321			
						(")	<u>"</u>	322			
		to ex-				<u>(")</u>		<u>323</u>			
陸上移動局	ぼうさいに		具危機対5 。								
(携帯)	いがたけん		プター管理	里事務							
	320	所									
n (n)	" 321	"	"	"							

n (n n (n)	JJ JJ	322 323))]]	IJ IJ	IJ IJ				
(略)							(略)	I .	l	

◎新潟県告示第369号

悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定(平成15年12月新潟県告示第2148号)の一部を次のとおり改正 し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」とい	悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」とい
う。)第3条の規定により規制地域を次の1のとおり	う。)第3条の規定により規制地域を次の1のとおり
指定し、同法第4条第2項の規定により規制基準を	指定し、同法第4条第2項の規定により規制基準を
次の2のとおり定め、平成16年4月1日から実施す	次の2のとおり定め、平成16年4月1日から実施す
る。	る。
なお、関係図面は、新潟県 <u>環境局</u> 環境対策課及び	なお、関係図面は、新潟県 <u>県民生活・環境部</u> 環境
関係町村役場に備えおいて縦覧に供する。	対策課及び関係町村役場に備えおいて縦覧に供する。
1 (略)	1 (略)

◎新潟県告示第370号

騒音規制法による騒音規制地域指定(昭和47年4月新潟県告示第440号)の一部を次のとおり改正し、令和4 年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

に供する。

(46) \sim (63) 略

なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境

局環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧

新潟県知事 花角 英世	
欠の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改	ズ正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
改 正 後	改 正 前
別表	別表
$(1) \sim (35)$ 略	$(1) \sim (35)$ 略
(36) 南蒲原郡田上町に係る指定地域	(36) 南蒲原郡田上町に係る指定地域
(略)	(略)
備考	備考
指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図	指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図
36のとおりである。	36のとおりである。
なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境	なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民
<u>局</u> 環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧	生活・環境部環境対策課及び田上町役場に備え
に供する。	置いて縦覧に供する。
(37)~(44) 略	(37)~(44) 略
(45) 西蒲原郡弥彦村に係る指定地域	(45) 西蒲原郡弥彦村に係る指定地域
(略)	(略)
備考	備考
指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図	指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図
45のとおりである。	45のとおりである。

(46)~(63) 略

置いて縦覧に供する。

なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民

生活・環境部環境対策課及び弥彦村役場に備え

◎新潟県告示第371号

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定(平成11年4月新潟県告示第612号)の一部を次のとおり改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 地域の類型を当てはめる地域	1 地域の類型を当てはめる地域
西蒲原郡弥彦村及び南蒲原郡田上町の区域のう	西蒲原郡弥彦村及び南蒲原郡田上町の区域のう
ち、別図「騒音に係る環境基準の地域類型指定図」	ち、別図「騒音に係る環境基準の地域類型指定図」
のとおりとする。	のとおりとする。
なお、関係の詳細図面は、新潟県環境局環境対策	なお、関係の詳細図面は、新潟県県民生活・環境
課及び関係町村に備えて縦覧に供する。	部環境対策課及び関係町村に備えて縦覧に供する。
2 (略)	2 (略)

◎新潟県告示第372号

振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準(昭和53年3月新潟県告示第628号)の一部を次のとおり改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表	別表
(1) \sim (30) 略	(1) \sim (30) 略
(31) 南蒲原郡田上町に係る指定地域	(31) 南蒲原郡田上町に係る指定地域
(略)	(略)
備考	備考
指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図	指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図
31のとおりである。	31のとおりである。
なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境	なお、関係図面は、添付省略し、新潟県 <u>県民</u>
局環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧	生活・環境部環境対策課及び田上町役場に備え
に供する。	置いて縦覧に供する。
(32)~(46) 略	(32)~(46) 略
(47) 西蒲原郡弥彦村に係る指定地域	(47) 西蒲原郡弥彦村に係る指定地域
(略)	(略)
備考	備考
指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図	指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図
47のとおりである。	47のとおりである。
なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境	なお、関係図面は、添付省略し、新潟県 <u>県民</u>
<u>局</u> 環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧	生活・環境部環境対策課及び弥彦村役場に備え
に供する。	置いて縦覧に供する。
(48)~(63) 略	(48)~(63) 略

◎新潟県告示第373号

新潟県公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理規程(昭和48年2月新潟県告示第239号)の一部 を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

 改 正 後 改 正 前

(法第2章の所管部局)

第13条 法第2章及びこの規程に規定する知事の事務は、本庁にあつては土木部都市局都市政策課(この規程第3章の買取り協議等に関する部分については、土木部用地・土地利用課)、地域振興局にあつては地域整備部庶務課<u>若しくは業務課</u>又は津川地区振興事務所総務課(この規程第3章の買取り協議等に関する部分については、用地課)において処理するものとする。

(法第2章の所管部局)

第13条 法第2章及びこの規程に規定する知事の事務は、本庁にあつては土木部都市局都市政策課(この規程第3章の買取り協議等に関する部分については、土木部用地・土地利用課)、地域振興局にあつては地域整備部庶務課又は津川地区振興事務所総務課(この規程第3章の買取り協議等に関する部分については、用地課)において処理するものとする。

◎新潟県告示第374号

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織の指定(昭和57年3月新潟県告示第947号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

徬

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施し、新潟県財務規則(昭和39年新潟県規則第12号)第4条第1項第4号の規定により事務所出納員を置く所在地内事務所及び財務現金取扱員を置く課、事業所その他の組織指定(昭和39年3月新潟県告示第317号)は、昭和57年3月31日限り廃止する。

正

(略)

総務部財政課

〃 法務文書課

" 県民生活課

" 市町村課

ッ管財課

環境局資源循環推進課

(略)

産業労働部地域産業振興課

観光文化スポーツ部文化課

(略)

(略)

総務部法務文書課歴史公文書室

(略)

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施し、新潟県財務規則(昭和39年新潟県規則第12号)第4条第1項第4号の規定により事務所出納員を置く所在地内事務所及び財務現金取扱員を置く課、事業所その他の組織指定(昭和39年3月新潟県告示第317号)は、昭和57年3月31日限り廃止する。

正

前

(略)

総務管理部財政課

ッ 法務文書課

" 市町村課

ッ 管財課

県民生活・環境部県民生活課

ッ 文化振興課

〃 廃棄物対策課

(略)

産業労働部地域産業振興課

(略)

〃 文化行政課

(略)

総務管理部法務文書課歴史公文書室

(略)